

シンポジウム報告

制度面から見た著作権

佐藤 安紀†

ただいまご紹介いただきました文化庁著作権課で係長をしております佐藤と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

きょう、このような皆さんの議論の場にお呼びいただきまして、また発表する場を設けていただきまして、たいへん恐縮しているだいでございます。

どのようなお話が出るのかなと私自身も興味を持っておったところでございますけれども、私ども文化庁著作権課のしておる仕事と申しますと、まず、著作権思想普及活動と、それと併せて制度面における検討ということで、著作権法改正作業などを行なっております。

きょう、長瀬先生の発表の中で、わが国の著作権思想のレベルの低さに嘆いておられましたけれども、正にこれはご指摘のとおりでございまして、制度面につきましては、日本の著作権制度というのは、世界的に見てもそれほど恥じない水準に達してきてはいるが、私どもも自負しておるところでありますけれども、その制度の運用面については、なかなか思想普及ということで著作権の運用ルールが徹底されおらず、こういう現状があるということを非常に認識しておるところでございます。

きょうは、データベースの制度面から見た著作権ということで、簡単ではございますけれども、お話をさせていただきたいと思っております。

データベースの著作権保護が法律上明確になりましたのは、昭和 61 年の法律改正に因るところでございまして、それ以前は、データベースの保護というものは、編集著作物、これは従来からある出版物とかそれから百科事典とか、こういったものが編集著作物として認められていたわけでありますけれども、その 1 形態としてデータベースもこれに含まれていたと思います。

ところで、編集著作物とデータベースの大きな違

いというのは、編集著作物は、人がその場で見てすぐ必要なところが出てくるような形で、順番といいますか並べ方に創作性がかなりの部分にあったわけですが、データベースはコンピュータを使うようになった関係上、データの並んでいる順番というのは特段、関係なく、むしろ、検索が容易に出来るかどうか、データベースの体系的な構成がなされているかというところに力点があるんだということです。データベースの保護を明確にするために、それでは著作権法上もこれは明確にすべきじゃないかということで、昭和 60 年の著作権審議会の報告第七小委員会というものがございまして、その報告を受けまして、法律上データベースを著作権法上保護すると、こういった経緯になっております。

その法律の文言からいいますと、「データベースであって、その情報の選択、または体系的な構成によって創作性を有するものはこれを著作物とする」ということで、著作権法上の保護が与えられているということになります。

さらに、その際の改正事項のもう 1 つのポイントとして、データベースの利用形態ですが、考えてみると、コンピュータなどをを使ったオンラインネットワークの提供というものがされるようになり、これを有線送信という言葉を使っておりますけれども、有線送信権という権利を新たにそこで付与すると、そういう改正をしております。

「有線送信権」といいますのは、従来からあります放送というものは、同時的に多数のものに情報を伝達する手段でありますけれども、データベースのオンライン提供となりますと、利用者の個々の求めに応じて、その都度必要な情報を提供するということで、同時性という要件がないわけでありますので、こういった技術の進歩に対してもやはり法律上適切な保護を与えるという観点から、「有線送信権」という権利をその際に新たに認めたと、このような経

†文化庁著作権課

緯がございます。

したがいまして、著作物となりうるこのデータベース、これを利用する際に当たって権利がどのように働くかと考えておきますと、まず1つは、複製する権利=複製権、これがデータベースの著作物に権利として働き、それからもう1つが、“有線送信権”という権利が、オンラインによるネットワークの場合にはやはり働くということになっております。

これらを利用する際の注意点といたしましては、まずデータベースを作成する側の方にとつての注意点ということを申します。そのデータベースの中にいろいろな情報を蓄積していくわけありますけれども、その蓄積される情報が著作物である場合、たとえば、小説であり、文学小説であり、それから音楽であり、いろいろな著作物が今後蓄積されていくことになりますが、蓄積することに対しては、そのもとの著作物の著作権というのがまず働きますので、まず最初に、複製権の処理というものが必要になるわけです。きょうお話を出ておりますような国文学といわれる、だいぶ歴史的に古いものでございますれば、これについては、権利は本来的にはあったわけですが、現在は保護期間が切れておって自由な利用が認められているということで、直接の権利処理はないわけですけれども、基本的には、まだ権利がそこにあったんだということをおわかりいただけるのではないかと思います。

ですから、最近の新しい、たとえば小説などをもしそに入れるにすれば、それはやはり小説の著作権者に許諾を得てからそういうことを行なうといったことが1つ権利処理の上で必要になってくるということにならうかと思います。

それからさらに、そのデータベースをオンライン提供するような場合では、次に有線送信権というのも働きますので、やはり、著作権者に許諾を得る際に、複製権と併せてオンライン提供をするということで、有線送信権についての利用の許諾といったものも併せて必要になるということになります。

簡単ですが、まとめていいますと、データベースは法律によって保護が与えられておるわけですから、法律に基づく保護内容をまず把握していただきたいということです。たとえば、複製権や有線送信権といった権利がある。

それから、権利制限というのがありますと、一定の条件のもの、自由に認められる場合、これはたと

えば、家庭内における複製ですね、「私的利用目的の複製」ということで、よく皆様がテレビ番組をビデオで録画すると、これは法律上、「私的複製」として認められているから出来るわけであり、もしそれがなければ、本来的には権利の許諾というものがなければいけない。すけれども、私的複製ということで、家庭内の利用におけるということであれば、許諾なくとも複製が出来るということあります。

それからもう1つは、学校等の教育機関の場合ですね、先生が授業で使うために複製するといったことは認められております。けれども、これもあまり広くこの部分を解釈されていただくのもちょっと困ります。具体例でいえば、対面授業のために先生が、その日の朝の新聞をコピーして授業の中で使うといったことがよく行なわれるわけですが、そういうために学校教育の中で行なうと、この複製が認められているということあります。

それ以外の複製行為については、ほかにも制限規定というものがありますが、それらのものにも該当しなければ、基本的には、これは原則にたち返って、許可を得てから使おうということが必要にならうかと思います。

きょうは学者の先生方がどのくらいおられるかわかりませんが、学校の中で、やはり研究活動として他人の著作物を使うような場合については、これは基本的には制限規定に該当しないものと考えられることが多いと思います。基本的には、許諾を得てから使うと、これが原則でないかと思います。

きょう、発表されておりました種々の研究会の活動をお聞きしてみると、やはり運用規則の中で、利用に当たっては許諾をきちんと得られてやられているとの発表がございまして、非常に私のほうとしては、制度運用面で安心しておるということあります。

それから、データベースの保護に関しまして国際的な観点というものを1つご紹介いたしますと、日本においては、昭和61年の法改正によって法律上の法が明確化されたわけですが、主要国においてはどういった状況かと申し上げますと、主要国においても、やはり編集著作物の1形態としてデータベースも保護されていると、これがまず基本的な現状であります。

ところが、現在は国際的な条約であります、著作権の世界でいえばベルヌ条約という条約があります。

けれども、国際的な取決めの中では、いまだデータベースの保護を明確にうたっているものはございません。このため、現在、ベルヌ条約を管理している—これはスイスのジュネーブにあり、国連の関連組織であります—世界知的所有権機構=WIPOといわれるもので、そこにおいて、このベルヌ条約の今後の新しい規範のあり方ということで、現在、データベースの保護をきちんと明確化しようということになっております。基本的にはベルヌ条約の、編集著作物としてデータベースが保護されるということを明確化しようと、こういった作業が行なわれております。現在のところ、これに対して特別、反対する国はございませんので、近い将来、条約のレベルでもデータベースのほうが確立されていくのではないかと思っております。

併せて、GATTのウルグアイ・ラウンドの中に、実は知的所有権交渉というのがございまして、これはTRIP、スペルは旅行のトリップと同じなんすけれども、知的所有権の貿易関連側面に関する交渉グループといったものがあります。これも昨年末まで精力的に行なわれております。現在の段階での国際的な文書、まだ合意にいたっておらない文書であります。その中には、明確に「データベースはベルヌ条約上の編集著作物として保護する」と、こういった文書が現在作成されているということです。このGATTウルグアイ・ラウンド交渉は、日本ではおコメの問題が非常に切実な問題であります。世界的にもいろいろな問題を抱えておりまして、まだ世界的な合意にはいたっておりません。しかし、この知的所有権交渉の中では一応の各の合意が出来ているということで、いずれこのウルグアイ・ラウンドが成立する際にはこの文書が効果を持つということになってこようかと思います。ウルグアイ・ラウンドには、現在100カ国がこの交渉に参加しておりますので、100カ国がこれに署名すれば、新しい国際文書としてデータベースの法が初めてうたわれるということになると、このように考えられます。

さて、次にデータベースについて、現在の運用状況などいろいろ振り返って考えてみたいと思います。データベースはいろいろな段階で作成されておりまして、国や地方公共団体はじめ、民間企業、それから学者の先生方、研究者グループ、それからまた個人のレベルまで、いろいろな段階でデータベースと

いうものを作成しております。これを私なりに仮に2つに大別しますと、1つは、自分で使うためのデータベースというものがどうかと思います。

家庭でワープロを使って年賀状の住所録を入れるなんというのは、正に自分で使うためでありますし、それから、私ども国の機関でも、やはり行政目的上、データベースを作成すると、いろいろな統計情報を取ってデータベースを作成するということは、非常によくやっております。

2つ目としては、自分で作ったものを他人に利用させたいということ。それからまた、第三者から見ても、何かよいデータベースはないかなと。利用したいデータベースと、自分が作ったものを他人が利用するデータベース、こういったものがあるんじゃないかと思います。

第七小委員会検討時代においては、通常は契約によって特別の保護があるから、それ以外に特別の保護はしなくてもよろしいんじゃないかと、こういう経緯がございました。当時の状況においても、恐らくは、データベースの作成者・イコール提供者・ディストリビューターであって、オンライン提供のような形で、利用者が特定されているというのが主流であったかと思います。現在もそうでないかということです。この契約のあり方、どういった形で利用者に対してデータベースの保護をお願いしていくとか、そのあり方というのも、今後皆さんにおいても、その運用に当たっていろいろな問題点が出てこようかと思います。そういう検討をぜひしていただきたいのと、きょう、さきほどお話をありましたように国文学に関してのデータベースについても、やはりいろいろの検討を重ねた上、利用規則のようなものを定めて工夫されておられるわけですから、こういったことをまず契約のあり方として、皆さんにおいて検討していただきたい部分と思っております。

ディストリビューターを介するようなオンライン型のデータベースであれば、契約によって大部分はその問題点が解決されるわけですが、最近はパッケージ型のデータベースも出てきているようです。これは市場を転々と流通するわけでありまして、誰がそれを購入して利用するかというのは、もう提供した側にとってはわからないわけですね。

最近、電子出版などといわれるいろいろな製品が出てきておりますけれども、提供される側にとって

はダウンロードの問題など、非常に気にされておるということをよく聞いております。

このダウンロードのような問題についても、現行著作権法では、私的複製、家庭内で使うためであれば自由であるわけですが、そこから転々と流通していく可能性があるということは考えられるわけであります。この点について法的な保護がほんとに必要なのかどうか、やはり、皆様のほうで検討していただいて、法的保護の必要性が新たに発生する部分については、私たちのほうで、法律上の対処をしていかなければならぬ部分というのも出てきます。そういった必要性ある場合は、皆様のほうでそのような機運を盛り上げていただければ、私たちのほうでも今後の検討をしていきたい部分であると考えております。

ここで1つ紹介しますと、国際的には、プログラムとかデータベースのようなデジタルの著作物といっているものですが、こういうものについては、「原則として、私的複製というのは認めない」、こういう考え方はどうかと、実は提案がなされておるわけなんです。しかし、これも各国においては、それまでの法的な秩序とはガラッと変わるものでありますし、一概にはそれに賛成することは出来ないけれども検討していくべきではないかと、指摘されておるところであります。

われわれもそれについては非常に興味を持っているところでありますて、国際的な動向なども見ながら、プログラムとかデータベースとかデジタル化されたような著作物の法的な保護のあり方、こういったものを種々の委員会を通して今後とも検討していくないと、このように思っております。

きょうは、テキスト・データベースということが全体のお話になっておるわけですが、実はデータベースの保護に関してはテキスト型でない情報についても現在問題点があると、挙げられている部分がございます。たとえば、株価のデータベースとかコンサート情報のデータベースのように、それ自体に著作物性のないデータベースというのが、最近、産業市場において非常に価値を持ってきているというものがございます。これに対して法律上保護を与えるべきでないかと、こういった指摘を今されておるわけであります。このデータベースの一部分だけ取り出した創作性、著作物性のない部分、これをどうやって法律上保護するか。これについては、私たち

のほうの考え方といたしましては、著作権の保護というものは、創作過程、人の創作性の部分、それに対して知的な創作活動に対して保護を与えるということで、表現物の保護をしておるわけであります。しかし、その著作物性のよばない部分まではこれは著作権の世界では保護すべきではなく、むしろ自由に利用することが望ましいと、人類共通の財産ではないかと、このような立場をとっておるわけなんです。でも、最近は確かに情報そのものが価値を持っており、財産的価値を持っているということは否定できません。

ただ、情報それ自体に強い権利保護を与えてしまいますと、情報のモノポリーを招いてしまって、最初に情報を集めた人がすべての権限を持つてしまって情報の円滑な流通が妨げられるのではないかと、こういう心配もあるわけでありますので、この部分についての保護のあり方は慎重な検討が必要だと、このように考えております。

なぜこのようなことを申し上げたかといいますと、EC、ヨーロッパ共同体においては、こういった著作物性のない部分についても、データベースである以上なんらかの保護を与えるべきじゃないかといった提案がされておりまして、各国とも、これに対して賛成する立場もあり、また反対する立場もあり、いろいろな意見がありまして、まだ合意にはいたっていないわけであります。今後、国際的な動向としては、こういったデータベースに含まれる情報自体を保護をすべきでないかと、こういう検討の方向性があるということを、きょう皆様にもお伝えしておこうと思いました。

それから、きょうは制度面についてということで、制度面中心にお話ししたわけですが、権利処理を円滑に行なうということが今後の重要な課題であります。たとえば、音楽の分野につきましては、JASRAC=日本音楽著作権協会という団体がありまして、そこを通じて権利処理を集中的に行なっております。作曲家や作詞家たちの権利をいたん預かりまして、その権利行使を個々の作曲家、作詞家たちが行なうのではなくて、集中的にそのJASRACという組織が権利行使を行なっております。

権利行使というのは、コンサートで歌を歌ったり、それからレコードにして録音したり、ほかには、楽譜にして出版したりと、出版社の方もおいでになりますのでご承知のことかと思いますけれども、そ

ういった際には権利処理が必要になります。これらをJASRACという組織が集中的に行なう。これによって、利用する側にとっても、窓口的なそのJASRACへ尋ねて利用の許諾を申請して、それからその著作権使用料に当たる部分をお支払いすれば、それによって許諾が得られると、こういった円滑な仕組みが日本では築き上げられてきております。これは著作者たちにとっても非常に便利なことでありますし、個々に個別許諾をするよりもその団体が一括して権利処理をやってくれれば、煩わしさもないということです。日本では古くからこの制度が、こういった運用方法で定着してきております。

それから、文献の複写について企業内でコピーがされていくわけですが、これも権利処理が必要な部分になるわけであります。これも円滑に権利処理を行なうために、出版社の皆様たちがお集まりになって作られた日本複写権利センター、これが昨年9月末に出来たわけです。ここを通して企業等における権利処理というものが円滑に集中的に行なうようになります。一つあると、こういった状況であります。

これをデータベースについてあてはめて考えてみると、現在はデータベースを作つてらっしゃる方と提供する方がほぼ同じ場合が多いんじゃないかと思うわけですが、今後パッケージ型になっていって、データベース自体は市場を転々と流通して誰が利用するかわからないといったことになると予想されます。そこで場合によっては権利処理が必要だと、そういう利用形態も予想されるわけですから、1つは、この集中化というのも参考になるのではないかと思うわけあります。データベースについての権利処理を、どこかがある程度まとまって一体的に行ない、利用する人はそこに問い合わせをすれば権利処理についての許諾は得られると。こういうことも考えられるわけでありますので、今後、権利処理を円滑に行なうための方策を、やはり実際に使つたり提供されている皆様においてぜひ検討されてはいかがかと思うわけです。その際には、集中管理機構というのも1つのあり方として参考になるのではないかとこのように考えております。

だいぶ皆様において検討されることが多くなってきたわけですけれども、私ども文化庁といいたしましても、この点についてはいろいろ検討を重ねておるところでありまして、たとえば、データベースの今後の保護のあり方について、これは従来から開いて

おります著作権審議会の第九小委員会というもので、データベースの保護、自動生成されるデータベースの保護、これのあり方というのも検討しております。

それから、ことしから開催されましたマルチメディア小委員会といったものを作つておりまして、そこにおいても、やはりデータベースの保護のあり方が検討されていくべきであると、このように考えております。マルチメディア化ということで情報がいろいろ集中的に扱われたりする製品が出てきましたので、大きく2つに分けて考えております。

1つ目としては、権利処理をいかに円滑に行なっていくかと。さきほど申し上げた集中管理機構も1つの課題ですが、権利処理を円滑に行なうと。マルチメディアの中には、既存の絵に写真、まさに、文学、小説、こういったものが対応されていくわけでありますから、その権利処理のあり方についてどのようにしていったらいいのかと、こういった検討をまず1つ目として行なつていきたい。

それから2番目としては、マルチメディアといわれるその製品自体、なんらかの新しい著作物であります。従来は、著作物というのは音楽であつたり映画であつたり、小説というような紙に印刷されたものであつたりしたわけですけれども、これからはコンピュータのフロッピーディスクなりに含まれて、音も出、絵も出、文字も出ると、いろいろな利用形態がありまして、また、ユーザーとの間で双方向性を持つ、インターフェースに使えると、こういうのがマルチメディア製品の特徴であるわけです。そこで、これを従来の著作権法上の保護大系の中にあてはまるかどうか、まずこういったものを検討していっております。

さらに、必要であれば新しいマルチメディアの法的な保護のあり方、これについても検討していくと。マルチメディアの製作過程においては、これいろいろ多くの方たちが携わるわけであつて、きょうも発表される印刷業界の方もそのマルチメディア製作過程には非常に携わるし、また、出版社の方も、従来本を出していたのが電子化されて電子出版となつていくわけであります。非常に多くの方がその中で知的創作活動、知的労働をされていくわけですから、そういう方たちの保護の必要性というがまた考えられるのではないかと、こういったことでマルチメディア審議会というものを新たに作りまし

て、現在目下検討中というところであります。

文化庁の検討におきましても、從来から、きょう司会をお努めの名和先生には、第七小委員会はじめ、第九小委員会、マルチメディア審議会にも参加していただいております。また、きょう会場にたくさんおいでかと思いますけれども、出版社の方や印刷業界の方も、それぞれ代表ということで、書籍出版協会とか電子出版協会、それから、印刷産業連合会、こういった形たちの推薦をいただきまして、これらの方にもマルチメディア審議会に現在参加していただいて、活発なご議論をいただいているということろであります。

今後の私どものほうの検討に皆様方のご意見もぜひ参考にさせていただいて、望ましい法的な保護、あるべき姿といったものをわれわれも検討してまいりたいと思っております。さきほど申し上げたような名和先生はじめ、各産業界の代表の方、こういった方たちを通しまして皆様のご意見をぜひいただきたいと思いますし、さらに、フロアには、コンピュータ・ソフトウェアの著作権者の代表ということで、アックスの久保田さんもおいでになりますから、そういった方たちを通しまして、皆さんのご意見といったものをぜひいただきたいと、このように考えております。

あまりお時間もありませんが、最後に、私どものほうの現在の制度改正の状況を簡単に触れさせていただきますと、実は、“私的録音・録画問題”と從來いわれてきたものについてであります。これは、最近の情報処理技術とかの発達によって、オーディオビジュアルの製品が非常に性能がよくなってきておりまして、たとえばレコードなどの提供の際にも、セルがありレンタルがあります。音楽もその放送番組を通じて提供されたり、いろいろな形態で利用されてきております。この技術発展とこの社会状況の変化に伴って、家庭内においては法律上複製が認められているわけでありますが、大量の複製物が現在すでに蓄積されております。皆様の家庭に、カセットテープやビデオテープが何本あるかとお考えいただぐと、かなり相当数あるのではないかと、このように思われるわけです。私的複製は自由としつつも、家庭内に大量の複製物が出ているという状況がありまして、これは音楽家やレコード製作者をはじめとする著作権者たちの利益を脅かしていると、こういう状況になっているのは否定できないことであ

ります。この点に関してなんらかの制度的な改善をする必要があろうということで、私どものほうも、実はもう15年ほど前から検討してきた課題であります。その“私的録音・録画問題”、英語で言うと“ホーム・テーピング問題”というような形ですけれども、これについて検討してきておりました。

この検討の報告が昨年末に、著作権審議会第十小委員会でまとめられ、この報告を得まして、その後私ども文化庁のほうで、制度改正ということで法律上改正するといった作業を続けております。その内容は、現行著作権法の私的複製を認めていた、「私的複製は自由であり、かつ無償で行なえる」と、この制度を見直して、「私的録音、録画、これについては自由であるけれども有償に」と、こういった制度改善をすることにいたしました。

これによってどういったことになるかといいますと、現在、店頭でオーディオビジュアル機器が発売されておりますが、その中にあらかじめ著作権使用料に該当する、著作権者への保証金というものでありますけれども、それを上乗せして販売するという仕組みをとります。その上乗せしたものをユーザーに販売するわけでありますが、その保証金の部分をメーカーを通じて著作権者側に還元すると。これによつて利益のバランスを図るということで、著作権法第30条の部分を、「私的録音・録画については見直す」といたしました。ただ、この制度導入に際しては、現在カセットテープやビデオテープは家庭において、すでに非常に多く普及しておりますので、今後新たな普及が見込まれていくデジタル録音・録画、これに限つてこの制度を導入していくこと、このように考えております。

デジタル録音・録画機と申しますと、たとえば、DATですね、これは從来からも発売されておりましたが、まだ家庭において普及はそれほどまだないと思われますので。それから、ことしの秋になって相次いで発売されたデジタル・コンパクト・カセット=DCCですね、これとミニディスク=MD、この3つのジャンルの製品を対象としてこの制度を導入していくこと。この制度が導入されるのはまだ来年になることではありますが、こういった形で著作権者と利用者の間のバランスを、利益のバランスを図ろうというわけです。

著作権法は、実は第1条で、「著作権者の利益の保護を図ること」と、それから「社会における公正な

利用、それを留意する」となっておりまして、著作権者の保護と利用のバランスですね、これを保つことが著作権法の究極の目的であります。これによって文化の発展に寄与していくという考えになっております。

わが国も、昔から私的複製ということで、家庭において、だいぶ昔は、コピーもなかった時代は写本といって手書きで写したりしていたわけですけれども、そういう複製を一定条件のもとで認めることによって文化の発展もされていくんだろうと、こういうことで現在の私的複製に関する規定が置いてあるわけであります。けれども、科学技術の発展、社会状況の変化というものにもともない、その利益の保護のバランスというのもその時代時代によって変わっていくものであるということで、今後は、デジタル録音・録画については、私的複製であっても、「自由であるが有償である」と、こういった制度上の秩序見直しということで制度上導入が図られるわけであります。

これは、国会の審議を、すでに衆議院を通過しております、実は、きょうの3時から参議院の本会議がありまして、現在、参議院本会議が開かれているかどうかいろいろ政治状勢もありましてまだよく、私自身、今の状況は知らないのですが、少なくとも国会会期はきょうまでござりますので、きょう中にこの制度の法律が成立にならうかと、こういった状況であります。

古くからヨーロッパにおいては、たとえば1960年代にドイツにおいて、この制度は導入されておりますし、アメリカではことしの10月に同様の法律が成立しております、国際的な潮流にもなっているということであります。

以上、いろいろな角度からお話をさせていただきましたけれども、このように著作権制度や、今回のホームテーピング問題につきましても、著作権者をはじめとする関係者の方たちの長年の努力があつて——15年やっているわけですけれども——こういった制度的な導入が図られてきているといったものもありますので、きょうご参考の皆様におかれましても、やはり、必要なその法的な検討事項というものをぜひ洗い出していただきたいと、どのように考えております。

長くなりましたが、一応、制度面からの検討とい

うことでお話をさせていただきました。ありがとうございました（拍手）。

司会：ありがとうございました。ちょっとここで皆様方に、もし、出来ればということでご了解いただきたいんですが、せっかく皆様方お集まりいただきご議論していただきたいので、予定では16時45分とご案内したんですが、15分ぐらいちょっと延長させていただいて、17時ぐらいまでさしていただけたらと思います。では、最後のコメントを高橋さんにお願いしたいんですが。